

# 令和5年度行政評価結果について

令和5年9月  
大子町事務事業評価委員長 赤津 康明

## 1 行政評価の基本的な考え方

- (1) 各課において行政評価の対象となる事業を選定したうえで一次評価を行う。
- (2) 各課より選定された事業の中から二次評価の対象となる事業を選定する。
- (3) 評価にあたっては、必要に応じて関係各課よりヒアリングし、実情を踏まえたものとする。
- (4) 過去の行政評価について、評価結果の対応状況を確認し、対応が図られていないものは是正を促す。
- (5) 行政評価結果について、令和6年度当初予算要求及び第7次大子町総合計画に反映する。

## 2 実施結果

- (1) 評価対象事業の選定
  - ・課題となっている事務事業について、各課より選定
  - ・各課より選定された10の事務事業のうちから9の事業を選定
- (2) 事務事業評価調査書の作成及び一次評価の実施
  - ・各課等の担当者が「事務事業評価調査書」を作成し、所属長が一次評価を行った。
- (3) 事務事業評価委員会による二次評価（最終評価）の実施
  - ・副町長、教育長、総務課長、まちづくり課長及び財政課長で構成する大子町事務事業評価委員会において、事務事業評価調査書の審査を行った。
- (4) 評価結果

|             | 一次評価（担当課） | 最終評価（委員会） |
|-------------|-----------|-----------|
| 1 継続（現行どおり） | 2事業       | 1事業       |
| 2 見直し（拡充）   | 2事業       | 2事業       |
| 3 見直し（縮小）   | —         | —         |
| 4 見直し（改善）   | 6事業       | 6事業       |
| 5 他事業と統合    | —         | —         |
| 6 休止又は廃止    | —         | —         |
| 合計          | 10事業      | 9事業       |

※審査委員会対象外：1事業

- (5) 評価結果の報告及び公表
  - ・評価結果については、定例全員協議会における議会報告を実施後、町ホームページにおいて公表する。

### 3. 令和4年度行政評価の対応状況の評価

- (1) 令和4年度行政評価結果の対応状況を担当課へ確認（令和4年度14事業）
- (2) その結果を太子町事務事業評価委員会で再評価
- (3) 概ね対応が図られていたが、継続的な検討や精査が必要な事業については、引き続き事務事業の質的向上を図ること。

### 4. 総合評価

- (1) 結果的に、行政評価の目的の一つである行政コストの効率化・縮減につながる評価は少なかったが、課題や問題点は厳格に抽出し、拡充や改善の必要のある事業についても、今後の対応についてコメント欄に明記した。
- (2) 施策立案・実行にあたっては、当該事業以外についても、町全体としての将来的な行財政負担を念頭に考える必要がある。また、目的を再確認し、利用者の視点に立った上で、目標達成のために効果的かつ効率的な実施・運用方法（最小のコストで最大限の効果）を常に模索し、改善を図っていくこと（他事業・他課との連携を含む）。
- (3) 制度周知の方法についても、従来の方法を漫然と継続するのではなく、常に見直し・改善を図っていくこと。

以 上



令和5年度  
大子町行政評価報告書

令和5年9月

大 子 町

## 【目 次】

- 1 行政評価の位置づけ……………1
- 2 行政評価実施の効果……………1
- 3 行政評価の種類……………1
- 4 行政評価の手法……………1
  - (1) 評価対象事業の選定
  - (2) 事務事業評価調査書の作成及び一次評価の実施
  - (3) 事務事業評価委員会による二次評価の実施
  - (4) 評価結果の議会への報告及び公表
- 5 事務事業評価結果……………2

## 大子町の行政評価

### 1 行政評価の位置付け

本町における行政評価制度は、「第6次大子町総合計画」で示されている、町が行う事務事業について、目的妥当性、有効性、効率性、公平性等の観点から客観的に分析し検証を行い、事務事業の効果的かつ効率的な推進及び行政運営の透明化を確保することを目的としています。

なお、評価結果については、次年度以降の事務事業の取組みに反映させ、効果的な事業の展開を図るとともに、町民に広く公表し情報の共有を図ることで、計画の進行管理を確保することとしています。

### 2 行政評価実施の効果

行政評価を実施すること、また、評価結果を町の施策に適切に反映させていくことにより、以下のような効果が期待されます。

#### 【期待される効果】

- ① 町民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の向上
- ② 町民本位の効率的で質の高い行政の実現
- ③ 町民の視点に立った成果重視の行政への転換

### 3 行政評価の種類

行政評価は一般的に、評価対象とされる町の総合計画の段階によって「政策評価」、  
「施策評価」及び「事務事業評価」の3つに区分されます。

| 区 分    | 内 容  |
|--------|--|
| 政策評価   | 町の発展に向けた基本的な方向性を示す政策（「第6次大子町総合計画」の「基本構想」で示されている「5つの重点戦略」及び「基本計画の推進方向」で示された各政策）を評価するもの。 |
| 施策評価   | 政策を実現するために総合的・体系的に示された各分野において取り組むべき施策（「第6次大子町総合計画」の「基本計画」で示されている各施策）を評価するもの。           |
| 事務事業評価 | 施策の目的を実現するための具体的な手段である事務事業（「第6次大子町総合計画」の「実施計画」に記載された具体的な事業）を評価するもの。                    |

本年度に実施する行政評価は、町の取組みの基本的な単位であり、町民や職員にとって最も身近である「事務事業」を評価する「事務事業評価」とします。

### 4 行政評価の手法

#### (1) 評価対象事業の選定

スクラップアンドビルドを意識した事業で大子町行政評価実施要綱第2条に基づき、副町長が選定した事務事業とします。

#### (2) 事務事業評価調査書の作成及び一次評価の実施

各課等の担当者は、選定された評価対象事業の事務事業評価調査書を作成し、所属長のチェックを受けた後、まちづくり課に提出します。

#### (3) 事務事業評価委員会による二次評価の実施

大子町事務事業評価委員会（副町長、教育長、総務課長、まちづくり課長及び財政課長で組織）は、各課等から提出された事務事業評価調査書の審査を行います。

#### (4) 評価結果の議会への報告及び公表

評価結果の内容については、町議会で報告し、町ホームページで広く公表します。

